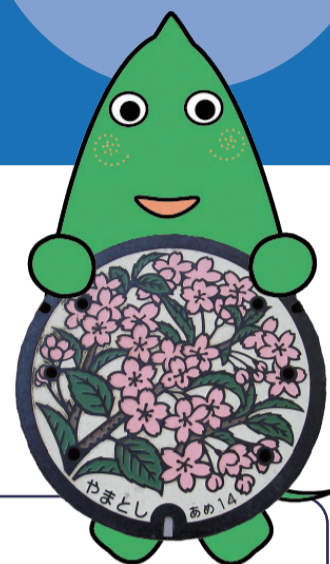


下水道使用料を改定

来年
4月から

下水道は、市民の皆さんの健康で快適な生活環境を作り、川や海などの水質を保全するとともに、雨水を排除して街の浸水を防ぐ重要な役割を担っています。家庭や事業所などで発生した汚水を処理して河川へ放流するための費用として、使用者の皆さんに負担していただいている、下水道使用料を来年4月1日に改定します。



改定理由

なぜ?

- 汚水の処理に必要な経費は、そのすべてを下水道使用料で賄うこととされていますが、不足が生じており、その不足分を市税で補てんしています。
- 施設の老朽化による更新、耐震化、物価上昇などにより、今後も費用が増加し、使用料の不足額が大きくなる見込みです。

これまでの経費削減の取り組み

業務委託により人件費を削減

中部浄化センター(平成19年5月から)、北部浄化センター(平成23年10月から)の維持管理業務に官民連携手法を導入(委託化)。これに伴い、市職員数を削減しました。

※中部浄化センターに導入した際の事後検証では、年間約7,200万円の削減効果。

予防保全型の修繕で経費を抑制

予防保全型の維持管理による長寿命化により、耐用年数を超えて設備を使用。国費を確保するとともに、設備の改築更新に合わせて耐震化を行うなどして、事業費を抑制しています。

● 今後も経費削減と効率化に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

下水道使用料金表

【下水道使用料の計算のしかた(例)】 汚水排除量が2か月で30m³の場合

- ①基本料金(16m³までの分)1,666円
- ②16m³を超え30m³までの分(30m³-16m³)14m³×138円=1,932円
- ➡(①+②)×1.1(消費税10%)=3,957円(消費税込み)

2か月当たりの下水道使用料「単価表」

区分	汚水排除量	(消費税抜き)	
		現行	改定後
一般汚水	基本料金16m ³ まで	1,350円	1,666円
	16m ³ を超え、30m ³ までの分	112円	138円
	30m ³ を超え、50m ³ までの分	125円	154円
	50m ³ を超え、100m ³ までの分	139円	171円
	100m ³ を超え、200m ³ までの分	159円	196円
	200m ³ を超え、400m ³ までの分	188円	232円
	400m ³ を超え、600m ³ までの分	201円	248円
	600m ³ を超え、1,000m ³ までの分	215円	265円
	1,000m ³ を超え、2,000m ³ までの分	249円	307円
	2,000m ³ を超える分	264円	326円
浴場汚水	1m ³ につき	14円	17円
水泳場汚水	1m ³ につき	106円	131円

2か月当たりの「下水道使用料金」早見表(一般汚水) (消費税込み)

汚水排除量	現行	改定後
0~16m ³	1,485円	1,832円
20m ³	1,977円	2,439円
25m ³	2,593円	3,198円
30m ³	3,209円	3,957円
35m ³	3,897円	4,804円
40m ³	4,584円	5,651円
45m ³	5,272円	6,498円
50m ³	5,959円	7,345円
55m ³	6,724円	8,286円
100m ³	13,604円	16,750円
200m ³	31,094円	38,310円

問 いずれも FAX 046-260-5474

下水道使用料改定について▶ 市役所下水道経営課 経営係 ☎046-260-5720

下水道使用料の減免および徴収猶予の相談▶ 同課 管理・排水設備係 ☎046-260-5468

